

低炭素建築物の認定

北九州市版

1 低炭素建築物の概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行され、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。

対象建築物は、市街化区域内において新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするものです。建築主の方は国土交通省令で定めるところにより低炭素化のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとなりました。

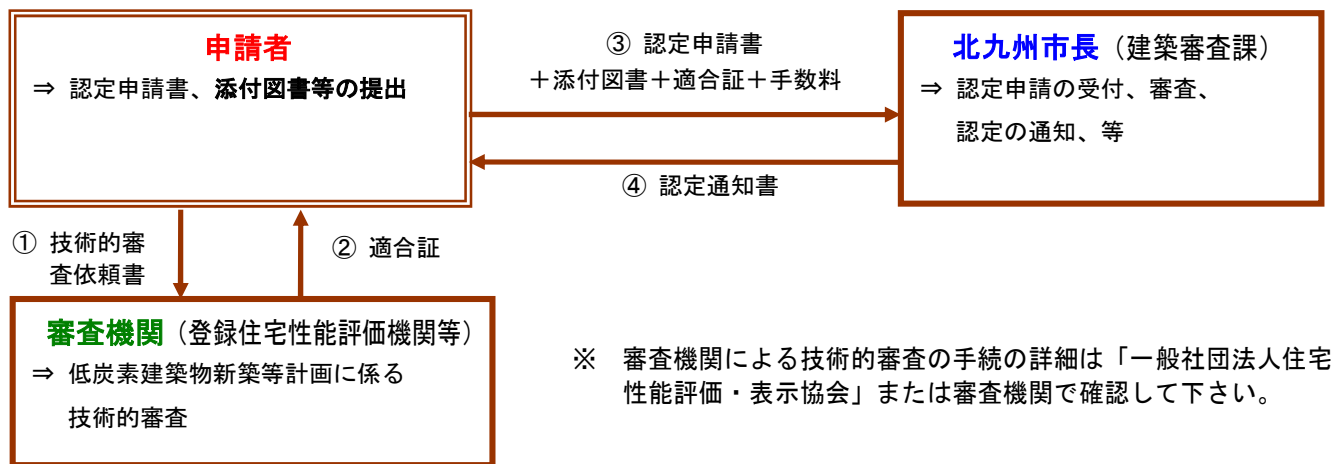
認定を受けた建築物については、所得税等の税制優遇や容積率緩和措置の対象となります。

(※ 基準その他の詳細については、国土交通省や関係機関のホームページをご覧ください。)

2 認定手続き

標準的な認定申請手続きは、

市への認定申請前に、あらかじめ登録住宅性能評価機関等により、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める認定基準に適合しているかどうかの技術的審査（事前審査）を受けて、当該機関が発行した「適合証」を添付し、市へ認定申請をする「事前審査型」です。



- ◆ 低炭素建築物の認定を受けるには、**建築工事の着手前に認定申請を行う必要があります。**
- ◆ 認定申請書等は建築審査課へ**持参**して下さい。なお、**認定申請の受付時には手数料が必要**となります。
- ◆ 認定を受けた低炭素建築物の**工事が完了した際には、速やかに「建築工事が完了した旨の報告書」を建築指導課まで提出**して下さい。

お問合せ & 認定申請受付窓口

北九州市建築都市局指導部建築審査課(市役所13階) TEL:093-582-2539

北九州市ホームページ(<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>)で「低炭素建築物の認定」で検索

※ 認定申請様式はホームページからダウンロードできます。

3 認定申請手数料

建築基準法関係規定への適合審査を伴う場合は、経費の実費相当額(確認申請手数料等)を認定申請手数料に加算します。

共同住宅等で建物全体の認定申請を伴う場合は、①共同住宅等の住戸部分(認定対象戸数分)に係る認定申請手数料と、②共同住宅等の共用部分(認定対象面積分)に係る認定申請手数料、③共同住宅等の非住宅部分(認定対象面積分)に係る認定申請手数料を加算します。

(1) 認定申請手数料 (H24.12.10より)

① 事前審査型(認定申請時に登録住宅性能評価機関等による技術審査適合証を添付する)の場合

② 事前審査型以外(認定申請時に登録住宅性能評価機関等による技術審査適合証を添付しない)の場合

戸建住宅	一戸建て住宅	5,000 円
------	--------	---------

戸建住宅	一戸建て住宅	37,000 円
------	--------	----------

表① 共同住宅 等の 住戸部分	住戸数が 1戸	5,000 円
	1戸を超え 5戸以内	10,000 円
	5戸を超え 10戸以内	17,000 円
	10戸を超え 25戸以内	29,000 円
	25戸を超え 50戸以内	48,000 円
	50戸を超え100戸以内	85,000 円
	100戸を超え200戸以内	135,000 円
	200戸を超え300戸以内	170,000 円
	300戸を超えるもの	182,000 円

表① 共同住宅 等の 住戸部分	住戸数が 1戸	37,000 円
	1戸を超え 5戸以内	74,000 円
	5戸を超え 10戸以内	103,000 円
	10戸を超え 25戸以内	146,000 円
	25戸を超え 50戸以内	209,000 円
	50戸を超え100戸以内	298,000 円
	100戸を超え200戸以内	404,000 円
	200戸を超え300戸以内	529,000 円
	300戸を超えるもの	622,000 円

表② 共同住宅 等の 共用部分	300m ² 以内	10,000 円
	300m ² を超え 2,000m ² 以内	29,000 円
	2,000m ² を超え 5,000m ² 以内	85,000 円
	5,000m ² を超え 10,000m ² 以内	135,000 円
	10,000m ² を超え 25,000m ² 以内	170,000 円
	25,000m ² を超えるもの	213,000 円

表② 共同住宅 等の 共用部分	300m ² 以内	117,000 円
	300m ² を超え 2,000m ² 以内	192,000 円
	2,000m ² を超え 5,000m ² 以内	297,000 円
	5,000m ² を超え 10,000m ² 以内	382,000 円
	10,000m ² を超え 25,000m ² 以内	456,000 円
	25,000m ² を超えるもの	532,000 円

表③ 共同住宅 等の非 住宅部分	300m ² 以内	10,000 円
	300m ² を超え 2,000m ² 以内	29,000 円
	2,000m ² を超え 5,000m ² 以内	85,000 円
	5,000m ² を超え 10,000m ² 以内	135,000 円
	10,000m ² を超え 25,000m ² 以内	170,000 円
	25,000m ² を超えるもの	213,000 円

表③ 共同住宅 等の非 住宅部分	300m ² 以内	258,000 円
	300m ² を超え 2,000m ² 以内	408,000 円
	2,000m ² を超え 5,000m ² 以内	579,000 円
	5,000m ² を超え 10,000m ² 以内	711,000 円
	10,000m ² を超え 25,000m ² 以内	837,000 円
	25,000m ² を超えるもの	957,000 円

(2) 変更認定申請手数料

(1)の①、②の各場合に依り、変更対象部分についての半額を変更認定申請手数料とします。

(3) 認定審査の所要日数(目安)

① 事前審査型(認定申請時に登録住宅性能評価機関等による技術審査適合証を添付する)の場合

② 事前審査型以外(認定申請時に登録住宅性能評価機関等による技術審査適合証を添付しない)の場合

戸建住宅	1週間
共同住宅等 非住宅部分を含まない建築物	2週間
複合住宅等 非住宅部分を含む建築物	2週間

戸建住宅	1ヶ月
共同住宅等 非住宅部分を含まない建築物	2ヶ月
複合住宅等 非住宅部分を含む建築物	2ヶ月

※ 建築基準法関係規定への適合審査に要する日数は含みません

※ 建築基準法関係規定への適合審査に要する日数は含みません